Ⅳ　指定管理鳥獣の管理に関する事項

第一　指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

1　目的

指定管理鳥獣捕獲等事業は、第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣に指定されている都道府県において、当該鳥獣について、その生息状況、被害状況等を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体群管理を強化する必要がある場合において、都道府県又は国の機関が実施する。都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、あらかじめ、都道府県知事が、第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定めるとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県内における指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害の状況、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を行い、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び指定管理鳥獣捕獲等事業の内容を定める。

2　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目は、以下を基本とする。ただし、地域の実情に応じ、適宜項目を追加して差し支えない。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の記載項目

1)　背景及び目的
2)　対象とする指定管理鳥獣の種類
3)　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
4)　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
5)　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
6)　指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
　①　捕獲等の方法
　②　捕獲個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）
　③　夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）
7)　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
8)　住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
9)　その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

第二　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、以下の事項を盛り込む。

1　背景及び目的

第二種特定鳥獣管理計画の背景及び目的を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業を導入する背景や目的について、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県内における指定管理鳥獣による被害状況や指定管理鳥獣の捕獲数の推移、生息状況、個体数推定とそれを基にした可能な限りの将来予測、指定管理鳥獣による被害と生息状況の関係等を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業によって、都道府県による個体群管理のための捕獲等事業を強化する必要性を定める。

2　対象鳥獣の種類

対象鳥獣の種類については、環境大臣が指定管理鳥獣に指定し、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣であって、個体群管理の強化を図る必要があると認められる鳥獣について、対象鳥獣として定める。

3　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間は、原則として１年以内とする。ただし、実施期間については対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設定し、必要に応じて年度をまたぐことや１年を超えることも想定される。また、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定する。

4　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域については、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域内において、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する区域を定める。実施区域の範囲としては、都道府県は広域的な個体群管理を行う観点から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することから、複数市町村にまたがることを想定しているが、一市町村内で実施することを妨げない。可能な限り詳細な地名を定めるとともに、図面により区域を明確にすることが望ましい。

また、実施区域の全部又は一部が、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画に基づき鳥獣被害対策実施隊等による捕獲等を実施している区域又は国の機関が捕獲等の事業を実施している区域と重複する場合においては、計画の作成及び実施に当たっては、既存の事業と整合が図られた目標を設定するとともに、連携して管理を進めることができるよう、捕獲等の場所、時期、手法等について関係者間で調整を行う。

なお、従来の捕獲活動、防除活動等の被害対策を十分に行っている区域や狩猟による捕獲圧が十分に保たれている場所以外での実施を優先する等、適切な役割分担がなされるよう考慮する。

5　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

指定管理鳥獣捕獲等事業の目標としては、第二種特定鳥獣管理計画に定める管理の目標を達成するために必要な捕獲数等を具体的な数値目標として定める。また、必要に応じて捕獲場所ごとの捕獲数を具体的に定める。

6　指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

指定管理鳥獣捕獲等事業の内容としては、以下の事項を盛り込む。

⑴　捕獲等の方法

指定管理鳥獣捕獲等事業において実施する捕獲等の方法について定める。実施方法については、使用する猟法（銃猟、わな猟、網猟等）や規模（日数、回数、人数等）等を定める。また、作業手順や安全管理、錯誤捕獲時の対応、捕獲個体の回収方法等について簡潔に定めるとともに、捕獲個体の処分方法として、廃棄物としての処理、食肉等の利活用等適切な方法を定める。

⑵　捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

指定管理鳥獣捕獲等事業においては、法第18条で鳥獣の放置が認められる場合（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合）以外であっても、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定められている場合においては、法第14条の２第８項第１号に基づき、捕獲等をした場所に放置することが認められている。

捕獲等をした鳥獣を、捕獲等をした場所に放置する場合は、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項として、放置する必要性、時期、区域、数、捕獲方法、生態系及び住民等の安全並びに生活環境への配慮事項を定める。

捕獲方法については、銃器を使用した鳥獣の捕獲等を行う際には、鳥類の鉛中毒を防止するため、非鉛弾を使用することとし、その旨を定める。

また、生態系への配慮事項については、必要に応じて、放置した鳥獣を捕食する他の動物を誘引して生態系や農林水産業等に影響を及ぼすおそれがある場合は放置しない旨を定める。

住民等の安全及び生活環境への配慮事項については、必要に応じて、クマ類の生息する地域等で、放置した鳥獣をクマ類が捕食することにより、住民等の安全に影響を及ぼすおそれがある場合は放置をしない旨を定める。さらに、必要に応じて、集落や道路の周辺等、住民等の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合や、住民等の理解が得られない場合においては、放置をしない旨を定める。